

浜松市認知症高齢者等に優しいお店・事業所認証事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、認知症の人とその家族が地域で共に支え合い、安心していきいきと暮らすことができるまち浜松を目指して、認知症高齢者等（以下「高齢者」という。）に対して優しい対応や声掛けを実践しているお店や事業所（以下「事業所」という。）で、かつ、認知症に関する知識を有する従業員が勤務する事業所を市が認証し、広く市民に周知することで、認知症に対するバリアフリーへの取り組みを推進することを目的とする。

(認証の要件)

第2条 市長は、市内に所在する事業所（医療・介護・福祉関係の施設及び事業所は除く。）であって、次に掲げる要件をすべて満たす事業所を「浜松市認知症高齢者等に優しいお店・事業所認証店」（以下「認証店」という。）として認証するものとする。

- (1) 事業所に勤務する従業員の総数の4分の1以上が認知症サポーター養成講座を受講していること。ただし、当該事業所に勤務する従業員のうち、正規職員以外の従業員は、従業員の総数及び認知症サポーター養成講座受講者数に含めないことができる。
- (2) 事業所に勤務する従業員の総数の4分の1以上が「浜松市徘徊高齢者早期発見事業（オレンジメール配信事業）」に登録していること。
- (3) 事業所において、浜松市認知症高齢者等に優しいお店・事業所認証申請書（第1号様式。以下「認証申請書」という。）に掲げる「浜松市認知症高齢者等に優しい取り組みチェックシート」に示す項目を3つ以上実施していること。

(認証の申請)

第3条 認証を受けようとする事業所は、認証申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(認証の審査)

第4条 市長は、前条の申請があった場合、申請内容及び必要に応じて行う現地調査により、第2条に定める認証の要件を満たしているか否かを審査するものとする。

(認証の決定等)

第5条 市長は、認証の決定を行ったときは、浜松市認知症高齢者等に優しいお店・事業所認証証明書（第2号様式。以下「認証証明書」という。）と浜松市認知症高齢者等に優しいお店・事業所認証ステッカー（第3号様式。以下「認証ステッカー」という。）を認証店に交付するものとする。

- 2 市長は、認証店を市のホームページ、広報紙等により広く市民に周知するとともに、認証店に対し、認知症等に関する最新情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(報告等)

第6条 認証店は、勤務する従業員の退職、異動等により、第2条に規定する認証の要件を満たさなくなった場合は、速やかに、市長に報告しなければならない。

2 認証店は、第3条の規定により申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに、浜松市認知症高齢者等に優しいお店・事業所変更届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

3 認証店は、認証の取り消しを受けたい場合は、浜松市認知症高齢者等に優しいお店・事業所認証取消届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（認証の取り消し）

第7条 市長は、認証店が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すものとする。

(1) 認証店が、第2条に規定する認証の要件を満たさなくなったとき。

(2) 認証店から、第6条第3項の規定による届出があったとき。

(3) その他、市長が認証店としてふさわしくないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認証を取り消したときは、浜松市認知症高齢者等に優しいお店・事業所認証取消通知書（第6号様式）により、当該認証店に通知するものとする。

3 第1項の規定により認証を取り消された事業所は、速やかに認証証明書（第2号様式）と認証ステッカー（第3号様式）を市長に返還しなければならない。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。